

実行運送人の責任に関する条約・外国法

第1 条約

1 ロッテルダム・ルールズ（全部又は一部が海上運送による国際物品運送契約に関する国際連合条約）¹

第1条 定義

本条約において、

1～5 （略）

6(a) 「履行者」とは、運送人以外の者であつて、運送人の直接又は間接の要請による又は監督若しくは支配下での行為として、物品の受取、積込、取扱、積付、運送、管理、保管、荷揚又は引渡に関して運送契約上の何らかの運送人の義務を履行する又は履行を引き受ける者をいう。

(b) 「履行者」には、運送人によってではなく、荷送人、書類上の荷送人、運送品処分権者又は荷受人によって、直接又は間接に確保される者を含まない。

7 「海事履行者」とは、船舶の船積港への物品の到着から船舶の荷揚港からの物品の搬出までの間に、何らかの運送人の義務を履行する又は履行を引き受ける履行者をいう。陸上運送人は、港湾地域内のみにおいてその役務を履行する又は履行を引き受ける場合にのみ、海事履行者となる。

8～30 （略）

第4条 抗弁及び責任制限の適用

1 運送人の抗弁又は責任制限を規定する本条約の一切の規定は、契約、不法行為、その他何に基づくかを問わず、以下に規定する何れかの者に対する、運送契約の対象たる物品の滅失、損傷若しくは延着に関して又は本条約上のその他の義務違反を理由として提起される全ての訴訟又は仲裁手続において適用される。

(a) 運送人又は海事履行者

(b) 船長、船員又は船舶上で役務を履行するその他全ての者

(c) 運送人又は海事履行者の被用者

¹ 訳文は、藤田友敬編著『アジア太平洋地域におけるロッテルダム・ルールズ』（商事法務，平成26年）351頁以下（池山明義仮訳）によつた。

2 (略)

第19条 海事履行者の責任

- 1 海事履行者は、以下に規定する場合には、本条約により運送人に課される義務及び責任を負い、且つ、本条約に規定する運送人の抗弁及び責任制限を援用することができる。
 - (a) 海事履行者が、締約国内で運送のため物品を受け取ったか、締約国内で物品を引き渡したか、又は、締約国の港において物品に関する行為をした場合であって、
 - (b) 滅失、損傷又は遅延の原因となった事象が、(i) 船舶の船積港への物品の到着から船舶の荷揚港からの物品の搬出までの期間において、(ii) 海事履行者が物品を保管している時、又は (iii) その他海事履行者が運送契約により想定される何らかの行為を行うことに関与している時に生じたとき。
- 2 運送人が、本条約により運送人に課される義務以外の義務を引き受けることに合意した場合又は本条約に規定する責任制限よりも高額な責任制限に合意した場合には、海事履行者は、当該合意に拘束されない。ただし、当該義務又は当該高額の責任制限を承認することに明示的に同意したときは、この限りでない。
- 3 海事履行者は、本条第1項に規定する条件の下で、自己が運送契約に基づく運送人の何らかの義務の履行を委託した者の作為又は不作為によって生じた本条約上の海事履行者の義務の違反について責任を負う。
- 4 本条約は、船長若しくは船員又は運送人若しくは海事履行者の被用者に何ら責任を課すものではない。

第20条 共同且つ各別の責任

- 1 運送人又は一若しくは複数の海事履行者が物品の滅失、損傷又は延着について責任を負うときは、それらの者は共同して且つ各別に責任を負う。ただし、本条約が規定する制限額を限度とする。
- 2 それらの者の責任の総額は、本条約に基づく責任限度額の総額を超えることができない。ただし、第61条の規定の適用を妨げない。

2 ハンブルク・ルールズ（1978年の海上物品運送に関する国際連合条約）²

第1条 定義

本条約において、

- 1 (略)

² 訳文は、中村眞澄・箱井崇史『海商法 [第2版]』（成文堂、平成25年）417頁以下によった（山下新日本汽船株式会社海法ゼミナール仮訳）。

2 「実際運送人」とは、運送人から、物品運送の全部若しくは一部の履行の委託を受けた者又はこのような履行の委託を受けたその他の者をいう。

3～8 (略)

第7条 契約によらない請求への適用

1 本条約に定める抗弁及び責任制限は、訴訟が契約に基づくと不法行為その他に基づくとを問わず、当該海上運送契約における物品の滅失、損傷又は引渡しの遅延に関する運送人に対するすべての訴訟に適用する。

2 このような訴訟が、運送人の使用人又は代理人に対して提起された場合において、その使用人又は代理人が、その職務の範囲内で行為していたことを証明したときは、運送人がこの条約の下で援用することのできる抗弁及び責任制限を援用することができる。

3 第8条に定める場合を除き、運送人及び前項に定める者により支払われるべき金額の総額は、この条約に定められた責任制限額を限度とする。

第10条 運送人及び実際運送人の責任

1 (略)³

2 運送人の責任に関する本条約のすべての規定は、実際運送人によって履行された運送における実際運送人の責任にも適用する。第7条第2項及び第3項並びに第8条第2項の規定は、実際運送人の使用人又は代理人に対して訴訟が提起された場合に適用する。

3 運送人が、本条約上負担しない義務を引受け、又は本条約上認められる権利を放棄する特約は、実際運送人が明示的に、かつ、書面で承諾した場合に限り、実際運送人に効力が及ぶ。実際運送人が、このような承諾をしたと否とを問わず、運送人は、このような特約による義務又は権利の放棄に拘束される。

4 運送人及び実際運送人の両者が責任を負うときは、その限りにおいて、両者は、連帯して責任を負う。

5 運送人、実際運送人並びにそれらの使用人及び代理人から補償を受ける金銭の総額は、本条約に定められた責任制限額を限度とする。

6 本条のいかなる規定も、運送人と実際運送人との間の求償権の行使を妨げない。

3 モントリオール条約(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約)

第39条 契約運送人及び実行運送人

³ ハンブルク・ルールズ第10条第1項は、運送人が実際運送人の行為についても責任を負う旨の規定である。

この章の規定は、いずれかの者が契約当事者としてこの条約が規律する運送契約を旅客若しくは荷送人又は当該旅客若しくは荷送人のために行動する者と締結する場合（この場合において当該いずれかの者を以下「契約運送人」という。）であつて、かつ、契約運送人以外の者が契約運送人からの授権により運送の全部又は一部を行うとき（当該契約運送人以外の者を以下「実行運送人」という。ただし、当該部分の運送についてこの条約に規定する相次運送の運送人となる者は含まない。）について適用する。反証がない限り、そのような授権があるものと推定する。

第40条 契約運送人及び実行運送人の責任

この章に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する運送契約によりこの条約が規律する運送の全部又は一部を実行運送人が行う場合には、契約運送人及び実行運送人の双方がこの条約の規定に従うものとする。この場合において、契約運送人は当該契約に規定する運送の全部について、実行運送人は自己が行う部分の運送についてのみ、この条約の規定に従うものとする。

第41条 相互の責任

- 1 実行運送人が行う運送については、実行運送人並びにそれぞれの職務を遂行中であったその使用人及び代理人の行為（不作為を含む。）は、契約運送人の行為（不作為を含む。）とみなす。
- 2 実行運送人が行う運送については、契約運送人並びにそれぞれの職務を遂行中であったその使用人及び代理人の行為（不作為を含む。）は、実行運送人の行為（不作為を含む。）とみなす。もっとも、このような契約運送人並びにその使用人及び代理人の行為（不作為を含む。）は、当該実行運送人に対し、第二十一条から第二十四条までに定める額を超える責任を負わせるものではない。この条約が課する義務以外の義務を契約運送人が引き受ける旨の特別な合意、この条約に基づく権利若しくは抗弁の放棄又は第二十二条に規定する到達地における引渡しの際の価額としての特定の価額の申告は、いずれも、実行運送人の同意がない限り、当該実行運送人に影響を及ぼすものではない。

第43条 使用人又は代理人

実行運送人が行う運送については、契約運送人又は実行運送人の使用人又は代理人は、それぞれの職務を遂行中であったことを証明する場合には、この条約の下で当該契約運送人又は実行運送人に対して適用される条件及び責任の限度を援用することができる。ただし、当該使用人又は代理人の行動が、この条約に従った責任の限度の援用を妨げるようなものであったことが証明される場合は、この限りでない。

第44条 損害賠償の総額

実行運送人が行う運送については、契約運送人及び実行運送人並びにそれぞれの職務を遂行中であったそれらの使用人及び代理人から受けることのできる損害賠償の総額は、この条約に基づき契約運送人又は実行運送人の支払うべき損害賠償の額として裁定されたであろう額のうち最も高いものを超えてはならない。もつとも、いずれの者も、自己に適用される限度を超える額について責任を負うことはない。

第2 外国法

1 ドイツ商法（HGB）海商編⁴

第506条 契約外の請求権

- (1) この目及び個品運送契約において規定された免責及び責任制限は、運送品の滅失又は損傷を理由とした海上物品運送人に対する荷送人又は荷受人による契約外の請求権にも適用される。
- (2) ①海上物品運送人は、運送品の滅失又は損傷を理由とした第三者による契約外の請求権に対しても、第1項の規定に基づく抗弁を主張することができる。②ただし、これらの抗弁は、次の場合には提出することができない。
 1. この目の規定を荷送人に不利な方向に修正する合意が、当該第三者にとって不意打ちとなる場合
 2. 当該第三者が運送に同意しておらず、かつ海上物品運送人が荷送人に運送品を発送する権限がないことを知っていた、又は重大な過失によって知らなかった場合
 3. 運送品が、運送の引受前に当該第三者又は当該第三者から占有権を付与された者の占有を離脱したものである場合③第2文第1号の規定は、第512条第2項第1号において認められる、船舶の操縦その他の船舶の取扱いに関する行為又は船舶での火災若しくは爆発によって生じた損害に関する海上物品運送人の責任を対象とした合意には適用しない。

第508条 使用人及び船員の責任

- (1) ①海上物品運送人の使用人に対して運送品の滅失又は損傷を原因とした契約外の請求権が行使される場合には、これらの者もこの目及び個品運送契約において定められた免責及び責任制限を援用することができる。②当該請求権が船員の構成員に

⁴ 訳文は、松井秀征・増田史子・後藤元・笹岡愛美訳「〔翻訳〕改正ドイツ海商法」（海法会誌57号（12）頁）によった。なお、ドイツ商法については、2013年の海商編の改正に伴い、商行為編の運送営業に関する同法第434条（第506条に対応）、第437条（第509条に対応）も海商編の規定に合わせて改正されている。

対して行使される場合も同様とする。

- (2) (略)
- (3) 運送品の滅失又は損傷について、海上物品運送人及び第1項に掲げた者の双方が責任を負う場合には、これらの者は連帯債務者となる。

第509条 実行海上物品運送人

- (1) 運送の全部又は一部が海上物品運送人以外の第三者によって実行される場合には、当該第三者（実行海上物品運送人）は、自らが実行した運送中に生じた、運送品の滅失又は損傷による損害について、海上物品運送人であるかのように責任を負う。
- (2) 海上物品運送人と荷送人又は荷受人との間における海上物品運送人の責任を加重する旨の合意は、実行海上物品運送人が書面によって同意していた限りにおいて、実行海上物品運送人に対しても効力を有する。
- (3) 実行海上物品運送人は、個品運送契約に基づいて海上物品運送人に帰属するすべての抗弁を主張することができる。
- (4) 海上物品運送人及び実行海上物品運送人は、連帯債務者として責任を負う。
- (5) 実行海上物品運送人の使用人又は船員の構成員が請求を受ける場合には、第508条の規定を準用する。

2 フランス法

(1) フランス商法典

L 1 3 2 - 8 条

運送状は、荷送人、運送人及び荷受人の間に、又は荷送人、荷受人及び運送取扱人の間に契約を成立させる。したがって、運送人は、荷送人及び荷受人に、その給付の支払についての直接訴権を有し、両者は運賃の支払を保証する。これに反する全ての条項は、書かれていないものとみなす。

(2) フランス運送法典

L 3 2 2 4 - 1 条

公共道路物品運送人が自らの運送手段によって運送契約を履行しない場合には、その全部又は一部について、独立して活動する他の公共道路物品運送企業に下請負をさせることができる。

公共道路物品運送人は、自らがL 1 4 1 1 - 1 条第1号の意味における運送取扱人の地位にある場合又は国務院のデクレによって定められる例外的な場合でなければ、下請負を依頼することができない。下請負を依頼する道路運送人の責任は、運送取扱

について商法典が定める責任をいう。

下請負契約は、公共道路運送に適用される全ての規律及び条件に服する。

元請運送人の報酬は、第1部第4編第3章第2節第2款によって規律される運送取扱人が締結する傭船契約に適用される規律に従って算定される。

3 中国海商法⁵

第58条〔運送人等の不法行為責任〕

- ① 海上物品運送契約に関する運送品の滅失、損傷または引渡遅延につき運送人に対して訴えが提起された場合、海事請求人が運送契約の当事者であると否とを問わず、またその請求が契約に基づく不法行為に基づく否とを問わず、運送人の責任については、本章における運送人の抗弁事由と責任制限に関するすべての規定を適用する。
- ② 前項の訴訟が運送人の使用人または代理人に対して提起された場合、運送人の使用人または代理人が、その行為は雇傭されまたは委託された範囲内にあることを証明したときは、前項の規定を適用する。

第61条〔実際運送人等の責任〕

本章の運送人に対する責任の規定は、実際運送人に対しても適用する。 実際運送人の使用人または代理人に対して訴えが提起された場合、本法第58条第2項および第59条第2項⁶の規定を適用する。

第62条〔運送人の特約と実際運送人との関係〕

運送人が本章に規定のない義務を負担し、または本章において付与された権利を放棄する特別の合意をなすことにつき実際運送人が書面をもって明確に同意をなしたときは、その合意は実際運送人に対して効力を生じる。また、実際運送人の同意の有無を問わず、この特別の合意は運送人に対する効力に影響を及ぼさない。

第63条〔運送人と実際運送人との連帯責任〕

運送人と実際運送人とが共に賠償責任を負う場合、その責任の範囲内においては連帯責任とする。

⁵ 訳文は、中村眞澄監訳・夏雨訳「中華人民共和国海商法（I）」（海事法研究会誌115号31頁）によった。

⁶ 中国海商法第59条は、責任制限却事由に関する規定である（同条第1項が運送人について、同条第2項が運送人の使用人又は代理人について）。

第64条〔運送人・実際運送人等の責任の限度額〕

運送品の滅失または損傷について、運送人、実際運送人およびこれらの者の使用人および代理人に対してそれぞれ損害賠償の請求がなされる場合、賠償の総額は、本法第56条に規定する限度額を超えることはできない。

第65条〔求償権の行使〕

本法第60条⁷ないし第64条の規定は、運送人と実際運送人との間における相互の求償権の行使に影響を及ぼさない。

4 韓国商法（海商編）⁸

第798条（非契約的請求に対する適用）

- ① この節の運送人の責任に関する規定は、運送人の不法行為による損害賠償の責任にも適用する。
- ② 運送品に関する損害賠償請求が運送人の使用人または代理人に対して提起された場合に、その損害がその使用人または代理人の職務執行に関して生じたものであるときは、その使用人または代理人は運送人が主張することができる抗弁および責任制限を援用することができる。但し、その損害がその使用人もしくは代理人の故意、または、運送品の滅失、毀損もしくは延着のおそれがあることを認識しながら無謀にした作為もしくは不作為により生じたときは、この限りでない。
- ③ 第2項本文の場合において、運送人およびその使用人または代理人の運送品に対する責任制限金額の総額は、第797条第1項による限度を超えることができない。
- ④ 第1項から第3項までの規定は、運送品に関する損害賠償請求が運送人以外の実際運送人またはその使用人もしくは代理人に対して提起された場合にも適用する。

⁷ 中国海商法第60条は、運送人が実際運送人の行為についても責任を負う旨の規定である。

⁸ 訳文は、郭潤眞（翻訳）「2007年改正韓国海商法の翻訳」（海事法研究会誌198号52頁）によった。なお、韓国では、陸上運送に関する商法の改正が検討中であり、その改正草案においては、陸上運送についても、韓国商法第798条と同旨の規律を新設する案が示されている（改正草案第137-3条）。